

電気通信番号制度の必要な対応フローチャート

電気通信事業法の規律対象である電気通信事業者に該当するか？

- 電気通信事業法上の登録又は届出を行っている場合は該当
- 行っていない場合は、以下を参照し判断（該当する場合、別途登録又は届出が必要）
 - 電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕ガイドブック
https://www.soumu.go.jp/main_content/000799137.pdf
 - 電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕
https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf

No

電気通信番号制度における対応不要

Yes

電気通信番号を使用した電気通信役務を提供しているか？

- 「電気通信番号」とは、0AB～Jの固定電話番号、090/080/070の携帯電話番号、0120のフリーダイヤル、050のIP電話番号等、種別毎に定義されるものが該当。（⇒詳細は別紙）
- 「電気通信番号を使用した電気通信役務」とは、利用者に通信サービスと合わせて電気通信番号を提供するなど、番号の使用が電気通信役務に直接に含まれる場合を指し、自己の需要のために電気通信番号を使用する（例：顧客への営業や社内での連絡のため電話（番号）を使用する）ことは含まない。

No

Yes

電気通信番号制度における対応（電気通信番号使用計画の作成等）必要

※ 以下は使用する電気通信番号の種別ごとに判断

使用する電気通信番号は、
総務省から自ら指定を受けるものか、別の事業者から提供を受けるものか？

指定を受ける

電気通信番号使用
計画の認定手続き等
(1)

他の事業者から提供

電気通信番号を使用した電気通信役務の内容・電気通信設備の構成が提供元の事業者のものの範囲内か？

- 「内容・設備構成が提供元の事業者のものの範囲内」とは、自社で独自の交換機等を利用せず、提供元のサービスを単純再販するようなケースが該当。

No

電気通信番号の種別が次のいずれかに該当するか？

- ・固定電話番号（電話転送役務を提供していない場合）
- ・データ伝送携帯電話番号
- ・音声伝送携帯電話番号
- ・特定IP電話番号
- ・IMSI
- ・付加的役務識別番号
- ・緊急通報番号

- 「電話転送役務」とは、以下の手引き中、「1. 対象となる電気通信役務について」を参照
- 固定電話番号を使用する電話転送役務に関する手引き：
https://www.soumu.go.jp/main_content/000646744.pdf

Yes

Yes

No

複数の種別の電気通信番号を使用する場合、1つでも(1)(2)(3)に該当する種別は無いか

No

Yes

みなし認定の手続き等※
(4)

※ ただし、標準電気通信番号使用計画の内容から逸脱する場合は、別途認定が必要。

電気通信番号使用計画の認定
の手続き等
固定電話番号を使用する電話転送
役務の場合(2)
それ以外の場合(3)

電気通信番号の種別

別紙

電気通信番号の種別		電気通信番号の構成	代表的な例等	備考
利用者設備識別番号	固定電話番号	0 <u>A B C D E</u> F G H J	—	ITU-T勧告E.164に準拠。
	付加的役務電話番号	0 <u>A B 0 D E F</u> G H J (K) (ABは12,17,18,57,80(Kあり),99)	0120/0800(着信課金<フリーダイヤル>), 0570 (統一番号<ナビダイヤル>)	
	データ伝送携帯電話番号	0 2 0 0 <u>D E F G H</u> J K L M N 0 2 0 <u>C D E</u> F G H J K (Cは0,4を除く)	—	
	音声伝送携帯電話番号	0 7 0 <u>C D E</u> F G H J K 0 8 0 <u>C D E</u> F G H J K 0 9 0 <u>C D E</u> F G H J K (Cは0を除く)	—	
	無線呼出番号	0 2 0 4 <u>D E</u> F G H J K	—	
	特定 I P 電話番号	0 5 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0を除く)	—	
	F M C 電話番号	0 6 0 0 <u>D E F</u> G H J K	—	
	特定接続電話番号	0 9 1 <u>C D E</u> …(13桁以下)	—	
	I M S I	4 4 0 <u>D E</u> …(15桁) 4 4 1 <u>D E F</u> …(15桁)	—	ITU-T勧告E.212で定義。 日本向けに確保。
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号	0 0 <u>X Y</u> / 0 0 2 <u>Y Z</u> (Xは0,2,9を除く。) 0 0 9 1 <u>X Y</u>	0036 (NTT東)	ITU-T勧告E.164に準拠。
	付加的役務識別番号	1 <u>X Y</u> (3桁以上)	117 (時報)、177 (天気予報)	ITU-T勧告E.164に準拠。
	緊急通報番号	1 1 0 / 1 1 8 / 1 1 9	—	
	国際信号局識別番号	1 0 0 <u>…</u> (2進14桁)	—	ITU-T勧告で定義。 日本向けに確保。
	データ通信設備識別番号	4 4 <u>…</u> (14桁以内)	—	ITU-T勧告で定義。 日本向けに確保。
	メッセージ交換設備識別番号	<u>…</u> (2～16オクテットの符号)	—	ITU-T勧告で定義。
	プレフィックス	0 又は 0 1 0	—	—